

『西宮記』に見る平安中期慶申（拝賀・奏慶・慶賀）の形態と特質

七四

桃崎 有一郎

はじめに

朝廷における廷臣の昇進表謝儀礼^①（慶申^{よこひまうし}（奏慶・慶賀・拝賀等とも。以下当該期の用法に鑑み、慶申^②に統一）は、その始原が律令以前の習俗まで遡る可能性が高く、しかも前近代を通じて命脈を保った。『内裏式』（内裏任官儀）の新任者拜舞規定から起算しても明治維新に伴う廃絶まで一〇五〇年以上というその長命さは、数多の朝廷（公家）儀礼の中でも特筆に値するが、その長命さ故に、一つの儀礼として一概に論ずる事はほとんど不可能でもある。

筆者は以前、中世後期における公家儀礼の存在意義を考察する一環として、慶申儀礼が室町・戦国期に辿った経緯とその歴史的背景、またそれが朝廷秩序を基底で支える思考様式に与えた影響について論じた事がある^③。しかしある時期の慶申儀礼に固有の歴史的位相を知るためには前段階の位相との間の継承／非継承関係を弁別する必要がある、突き詰めれば古代における慶申の態様（≠基本形）がどうしても解明・措定されなければならぬ。

六国史時代については前稿で若干考察を行ったものの、情報量の制約から不明点も多く、他時代の慶申の特質を照らし出す基準的モデルをそこに確立するのは困難である。しかし一〇世紀以降に目を移せば、相互

に对照可能な私撰儀式書群や日記群がまとまって得られ、しかもそれらが重要な範型・先例として後代まで規範性を保った事実と相俟って、質量ともに前代と比べて飛躍的に情報が充実する。そこで本稿ではまとまった私撰儀式書で最も古く撰関政治全盛期以前の様子を伝え、かつ情報量が膨大で後代への影響力も強かった『西宮記』に焦点を当て、そこに現れる慶申の具体的態様を総合的に考察して、他時代と比較する際の対照標準たり得る慶申の基本的輪郭の抽出を試みる。

また右作業の一環として、本稿では慶申を行うタイミング（以下、慶申時機^④と呼ぶ）に関する規定に注目し、記録上の実例と対照し考察する。具体的には（慶申は昇進確定後でなければなされない）という常識的推測の妥当性を検討し、その背後の朝廷人事をめぐる思考様式群やその相剋の歴史的過程を考察する事により、朝廷人事制度に対する、慶申という社会慣行の独立性／従属性の程度を論じたい。かかる作業は、朝廷儀礼体系における制度と社会慣行の位置づけ・相互関係の一端を明らかにする事につながり、つまるところ当該体系における法と礼の関係を解明する糸口となる可能性が高いからである。

本稿では上記作業を通じ、当該期慶申の朝儀体系中における位置づけや、そこにいかなる朝廷（公家）儀礼の歴史的展開の痕跡・萌芽を見出し得るか、一定の展望を提示したい。

第二は慶申を行う内裏内の場所（以下「奏上場所」）で、1—①は総則的に腋陣と述べるが③に例外規定があり、公卿は射場殿、但し地下の公卿は階下を経るとする。後掲史料5が近衛大将の奏上場所を射場殿とするのは必ず公卿が大将を兼任した事によると見られるから、

公卿——射場殿

〔地下公卿——階下経由〕

それ未滿（諸大夫）——腋陣

という身分的基準が設けられていた事になる。

射場（殿）^{いば}は弓場（殿）^{ゆば}とも書かれ、本来は天皇が出御して騎射・競馬・賭弓等を観覧する建物であったが、それら本来の用途と、慶申の奏上場所とされた事とは恐らく関係がない。それよりも紫宸殿の西、清涼殿の南にある校書殿東廂の一部という所在——特に『拾芥抄』（中）に「弓場殿校書殿、清涼殿南、殿上前」とある、「殿上の前」という所在地にこそ重要性がある^⑦。そしてそれが天皇の執務所たる紫宸殿でなく、宇多朝以後に天皇の居住区となった清涼殿^⑧に対する近接であった事は、慶申が政務システム・律令国家という人格非依存的な枠組み中のポストとしての抽象的な天皇とのコミュニケーションではなく、かかる枠組みとは原理的に無関係な、天皇その人の人格とのコミュニケーションと位置づけられていた可能性を強く示唆する。村上天皇晩年の応和三年（九六三）（康保四年（九六七）頃）に策定された『新儀式』（巻第五、臨時下、冊命皇后事）に「大臣奉勅、（後略）又召内記令作宣命、当日早旦、大臣参弓場、以宣命草付藏人令奏之、覽訖返給、復座令清書、重奏覽、返給」とあるように、〔弓場に参上し藏人に付して奏する〕のは同時期の宣命奏覽経路と同じであり、一〇世紀半ばにおける天皇と高級官人との一対一の対話経路の一つの標準形と見なす事ができる。

他方、公卿未滿の奏上場所である「腋陣」の位置はどこか。

史料2 『北山抄』（巻第九、羽林抄、陣中事）

陣中事、

式云、殿上之事、少将以上督察云々、禁察殿上、非違也。大都陣中雜事、近衛府可

糺行也、往年聽昇殿之人、陣奉其宣旨、又南殿階下聽往反之者、見

府式、外記・史非史生、内勤解由主典也。雖殿上侍臣、任意不往還、階前聽無度、謂之馳道。敷政門者、上官近

衛府外不得出入、其次将自非就事、尋常不必通之、外衛番上以下帶

兵仗、不能入近衛陣中、中隔以内、謂之抑陣。〔家2〕、近衛陣不知其中事。仍外衛督・佐・隨身

等、脱却兵具、入閣門耳、和徳門并掖陣内、近衛府・殿上人外惣不

入也、内蔵・掃部官人以下、可離出入之由、（後略）

※1 京都大学付属図書館所蔵本裏書「兵衛門部若入中重者、近衛次将責任之」

※2 同本頭注「或本云、謂之掖陣云々、可尋」

右の傍線部分注によれば、内裏の「中隔」内部を「近衛陣中」と呼び、その閣門の脇（掖・腋）の、陣の吉上（衛府に所属して宿直する下級官人）・近衛（近衛府の主力を成す近衛舍人）^⑩が常駐する場所を「抑陣」と呼ぶという。「抑」は「ヒカフ」を意味して「扣」と通用される事があり、また「陣」は詰所・控所を意味したから、「抑陣」でも意味が通らない事はない。しかし京都大学付属図書館所蔵平松家本・丹鶴叢書所収版本の頭注（※2）に「ある本は『これを掖陣と謂ふ』とする。要調査」とあるのを重視するならば、これこそが掖（腋）陣そのものという事になる。

問題は「中隔」の意味で、大内裏（外重）・中重・内重（内裏）という三重構造の内の中重に該当するようにも見え、実際に陽明文庫本『宮城図』や九条家本『延喜式』の内裏図では、建礼門（中重の南面正門）が貫通する垣に「中隔垣」と注記されている^⑪。しかし右史料2の二重傍線部に「和徳門・腋陣の内は近衛府・殿上人以外は通行しない」とある事に、より注意したい。和徳門は綾綺殿の北にあり（綾綺殿は紫宸殿の北東に位置する内重の殿舎）、腋陣がそれとともに一領域を劃し、その内側に近衛

府・殿上人以外が立ち入らないならば、これは兵衛陣内たる内重の中でも特に中核となる、近衛府管轄域¹¹近衛陣（日華門・月華門）以内の特殊領域（「兵衛陣はその中の事に関知しない」と分注傍線部にある）でなければならぬ。この推論は右宮城図群の記載と異なるが、円融朝（九六九～八四）頃に一旦成立した後一条・後朱雀朝（二〇一六～四五）頃に第二次的に増補されたと推定される『侍中群要』¹²（第十、所々別当事）に「被補陣中 所々別当事、令奏慶由、陣中謂、被補陣内、其所、被補殿・内監所、進物所、御厨子所、差殿・作物所等也、作慶於射場令奏、地下者於殿中申敷、又内御書所別當、奉仰々後所、不奏慶由是故実也」とある中の「陣中とは近衛陣内をいう」という分注傍線部から傍証され、かかる用語法は、後世里内裏の常態化した時代に「陣中」が擬似大内裏領域を指すに至る事実の萌芽と見なし得る（但し内裏内を指す点で指示対象は異なるが）。

なお『日本紀略』天徳四年（九六〇）九月二三日条に「今夜亥三刻、内裏焼亡、火出自宣陽門内方北掖陣、不出中隔外」と見え、宣陽門内北脇の「掖陣」や「中隔」の語が見えるが、宣陽門は内裏内重（兵衛府管轄域）東面の門であるから、近衛府管轄域の掖陣・中隔とは別物である（掖陣は普通名詞なので内裏内に複数あつてよい）。いま問題にしている掖陣は、左右近衛陣と別称された日華門（中隔東面）・月華門（西面）とは別物であるが、「陣」であり吉上・近衛が詰める以上、事実上は門として機能する「中隔」（近衛府管轄域）の出入口と見られ、中隔の南西・南東角にある左右掖門に該当する可能性がある。いずれにしても掖陣は中隔の外縁に位置したから、中隔内部かつ「殿上」の至近たる射場殿と較べ、天皇との距離関係に格段の差があった事は間違いない。とすれば、公卿と公卿未満の、天皇との人格的距離を可視的距離として表現する仕組みを、慶申儀礼が担っていたと見なす事ができる。

史料3 『小右記』長和五年（二〇一六）正月二十九日条

廿九日、甲戌、（中略。後一条天皇受禪）（藤原道長）左大臣從殿上来云、諸卿帶劍

『西宮記』に見る平安中期慶申（拝賀・奏慶・慶賀）の形態と特質

相共先可奏勅授慶、一両卿相云、先可被奏撰、政慶、大臣云、然者独身先可奏、召藏人邦経被奏、大臣於中門外欲拜舞、余申云、進庭中有拜宜敷、可異他之故也、大臣諾、入自中門、進庭中拜舞、（後略）右史料で、撰政となり中門外で拜舞しようとする藤原道長に対して、藤原実資は「庭中に進んで拜するのが宜しい。（撰政は）他と異なるであろうから」という。中門は一般的な貴族第宅では寢殿と対屋を繋ぐ中門廊に開かれた門で、平安宮内裏では紫宸殿と宣陽殿を繋ぐ通路を横断貫通する門を指しているよう。そこは紫宸殿前の庭中（具体的には射場殿か）と較べて天皇からは遠く、したがって昇進者の身分的特権性を、慶申の奏上場所と天皇在所との距離で表現する発想が当該期に存在した事は（実資の進言自体が阿諛であったとしても）認められてよい。

なお地下公卿が経るとされる「階下」は、前掲史料2波線部の「南殿階下、聴往反之者、見府式」、後掲史料5—③「渡南階、前退出之間、近衛等候庭間」と同じ場所と思われる、南殿¹³紫宸殿の南階の下を指すのである（史料5—③によれば大将慶申の退出路でもある）。もともと『小右記』には、永延三年（九八九）二月二三日条に「余自宿所向化徳門辺、待内大臣自藤壺来、会同門、相共入自左青陣・宣仁等門、経南殿階下進射場殿（中略）令奏慶賀、相共拜舞」、永祚元年（九八九）二月二〇日条に「撰政降南殿北廂¹⁴百御直直被參、経青璫・宣仁門到弓場殿、令奏慶賀」、治安元年（二〇二二）七月二五日条に「太相府・僕・内符相共入自宣仁門、経階下、（藤原公季・同実資・同教通）進射場、（西上北南）以左少将顕基¹⁵被奏慶」、治安三年二月一五日条に「今夜除目後、権中納言公信入自宣仁門経階下奏慶」等と、大臣・納言・参議が宣仁門（紫宸殿とその東の宣陽殿を結ぶ軒廊の宣陽殿側の門）より「南殿」階下を経て「慶申した例が多く見え、一〇世紀末に「階下を経る」事は地下公卿か否かを問わなくなっている。

ただ、『醍醐天皇宸記』延喜二二年（九二二）正月二二日条『撰集秘記』

卷第七、正月、廿日内宴事所引)に「読詩畢、授式部丞淳茂從五位下、令恒佐唱、淳茂候階下、称唯拜舞」とあつて、菅原道真の五男淳茂が叙爵時に「階下」で「称唯拜舞」即ち昇進表謝を行っているから、慶申という文脈において「階下」が公卿より低い身分と関連づけられ理解されていた可能性はある。史料1には肝腎の地下公卿の奏上場所の記載がなく、殿上公卿と同様に射場であつたと解すべき可能性が高いが、『北山抄』(巻第九、羽林抄、除目奏慶事)に「往年、非殿上公卿於左近陣辺申之、立誓」(かつては、地下公卿が左近陣〔日華門〕の立部^{立誓}の辺りを奏上場所とした)という記載を重視するならば、これも射場より殿上の間へ遠い場所に設定されていた事になる。

以上のように慶申の奏上場所には身分的格差が設けられていたようだが、『九条殿記』天曆四年(九五〇)七月二三日条(『御産部類記』二所引)に「(藤原頼忠)大納言令伊尹示云、拜舞之間可立何処、答云、内裏奏慶之人、不必向御在所、只随便宜」とあるのは注意される。憲平親王立太子に伴う外戚藤原氏の親族拜の文脈でなされた問答で、昇進慶申にも適用可能かどうかは議論の余地があるが(但し「奏慶」が慶申の同義語として用いられる例が数多ある事(例えば史料3・5・8・12)は考慮してよからう)、「どこに立つて拜舞すべきか」と問う藤原頼忠に記主藤原忠平が「内裏で『奏慶』する人は必ずしも天皇の御在所に向かつて立たず、ただ便宜に従う」と答えている。この事は、本来右に屢述したような奏上場所の区分や、そもそも特定の奏上場所が村上朝頃までは存在していなかった可能性を示唆しており、そこに慶申作法の歴史的変容の痕跡を見出し得る。

第三は、昇進者が「候ふ」由を天皇に奏上する(以下、事由言上)役の問題である。

史料4 『侍中群要』(第一、藏人初参事)

〔式抄〕
初参、

宣旨下後、小舍人来告、即参入、於腋陣令藏人奏、立誓藏人帰来、立誓右は一〇世紀後半〜一一世紀前半頃の藏人の慶申記事(『式抄』説)で、傍点部の表記に従つて当該役を以下「奏者」と呼ぼう。問題はその奏者を誰が勤仕するかで、1—①は近衛次将(中・少将)が奏するというのが、1—②は奏者の次将が殿上人でない場合、彼が藏人に託して「伝奏」させる(つまり二重に奏者を介在させる)という。これは天皇侍臣としての藏人・昇殿制が当該期までに慶申にシステマティックに組み込まれていた事を示すが、そのプロセスや意義は別の機会に考察するとして、ここでは一点だけ指摘しておきたい。それは、慶申を天皇に奏聞する資格として昇殿聴許が不可欠となつており、地下の次将が天皇侍臣としての奏聞業務から排除されつつあつたらしい事である。つまり近衛次将たる事は天皇の最側近たる十分条件でなくなり、殿上人⇨昇殿制がこれに取って代わりつつあつたらしいのだが、そのような社会秩序更改の進行を慶申が不断に可視化していた可能性が高い事に、注意を促したい。

第四は事由言上・返答の具体的プロセスで、天皇に昇進者の参入を奏した近衛次将は、「勅許」を得たら帯剣・把笏し、昇進者の前に(彼に背を向けて、天皇在所の方角を向いて)立ち、「聞こし食しつ」と宣ふ」と昇進者に告げる(1—⑤)。昇進者はこれに応じて称唯・拜舞し、その間に次将は殿中に退く(1—⑥)。この〈昇進者と天皇の一往復の対話〉は慶申の一つの核心と見られ、後代までほとんど変化する事はなかったが、前掲史料4の傍線部にあるように、称唯を行うのは古態であり、一〇〜一一世紀には廃れている。

ところで1—④によれば、奏者の次将が天皇に奏するのは「誰それが

祇候して「います」という参上の事実と名前のみで、実際に「慶び」を表明する言詞を天皇に奏上したわけではない。これは後述のように、慶申の本質の一つが「初参」（昇進後初めての参上）である事自体にあった事によるのである。また参上した昇進者が多い場合に紙に記して奏することあるのは、数多の慶申を天皇側が取り捌くための現実的工夫である。このような便宜に従う改変・可変性は平安期以来、中世を通じた慶申の特性と認められる。

総論的記述群の最後に1—⑦は、内裏参上後に他の貴所へも慶申を行うべきとする（所々の慶）。そこで「事の由」を申すとあるのは、内裏での「候ふ由」の言上と同じ行為であろう。また内裏では必ず拝舞（舞踏）するのに対し、他所では「二拜」するという。一般に拝舞は極めて限られた相手にだけ行う最上級の敬讓表現であるのに対し、二拜は対象限定性が相対的に低い薄礼の所作である。実際には院宮にも拝舞される事例が少なからずあるが、その分析も本稿の射程を外れるのでここでは措く。

右の1—⑦でいう「院宮可然所々」は、当該期前後の多数の実例で院宮以外の所々への慶申が行われた事を勘案すれば「院宮の然るべき所々」ではなく「院宮や、然るべき所々」と解すべきで（古写本に「諸宮及び然るべき所々」とある事はそれを裏づけよう）、慶申すべき貴所を院宮に限定しない上、当事者・第三者等の個別的事情次第でどうとでも解釈可能な「然るべき所々」という抽象的表現が注意されよう。

慶申は、その実践者が「慶びを申すべきである」と信じ、対象に対してなされるのであって、（天皇に対するのを除き）慶申は「誰々に必ず、行うべき（あるいは、行うべきでない）」という性質のものではなかった。その対象選定基準は本質的に主観的・個別事情依存的・局所的であって必ずしも客観的・画一的・普遍的ではなく、その故に、平安期に既に始まる慶申対象の肥大化がもたらされると考えられる。儀礼の一般的性質を考

慮しつつこれを一般化するならば、「甲が乙に慶申をした」という事實は、「『甲にとって乙は慶申すべき相手である』と甲が認識している」と乙や第三者が信ずる事を、甲が望んでいる」事を示すに過ぎなかった、という事になる。そして甲のその希望が立脚する社会的思考様式や彼固有の判断がいかなるものであったかは、事例に則して個別に追究するより他ない。

二 慶申の例外的規定—衛府・蔵人・殿上人等—

1—⑧以下は個別の条件下でのみ該当する例外規定群が、共通要素ごとにまとまりを成して続く。うち衛府官初任時に関する⑧—⑩は、武官特有の附則群と一括し得る。

1—⑧ 衛府官は任官し慶申の三日間、仮に隨身が与えられ、彼らが本府に帰る日に禄を賜う。

1—⑨ 衛府の非参議は（本府宛の）兵部省移の発給を待つて剣を着す（侍従・中務輔はそれを待たず昇進後直ちに着す）。

1—⑩ 衛府官は吉日を択んで本陣本官に着す（その際は衛府陣の吉上が見参を進上し、別に禄を給わる。あるいは官人以下も饗禄を給わる）。

慶申に直接言及するのは1—⑧のみで、⑨・⑩は慶申を含む衛府官初任後に行う一通りの手続きの注意点が便宜的に合叙されている。衛府、特に職掌の特性や尊貴性が際立つ近衛大将については私撰儀式書で別途立項される事が多く、『西宮記』もその例に漏れない。

史料5 『西宮記』〔臨時六「前半」〕、左右大将事

初任事、（割注略）

① 除目以前、兼日奉勅語用意饗禄、② 除目畢、大臣以下着議所座、大将暫留於射場殿、令奏慶、（ナシ） ③ 畢此間可令奏、渡南階前退出之間、近衛

等候庭間、忽然発物声之時、出下〔自〕御輿（神）立（子シ）撤（悉）籥放歌、（後略）

史料5によれば大將は事前に大將任官を知らされ（①）。いわゆる兼宣旨、除目当日に府の官人らに振る舞う饗宴（大將饗）を準備し、当日は除目完了後に射場殿で「奏慶拜舞」する。ここに見られる「奏慶拜舞」という表記法は、奏慶と拜舞が一連の、しかし本来は別個の行為であった事を示している。「慶を奏す（謝意・祝意を天皇に言上する）」と「拜み舞ふ」が字義通りには全く同（類）義語でないのだから当然ではあるが、「奏慶」は後世しばしば拜舞を含む（天皇に対する）慶申行為全体を意味した事を踏まえると、『西宮記』段階での古い用法は本来的用語法の痕跡として留意しておいてよい。

大將は奏慶・拜舞の間に大將饗について別途天皇に奏するが、「南階」（紫宸殿南面の階）を経て退出する際に、庭に祇候する「近衛」（近衛舎人）が特有の声を発する。この「近衛」は職掌上の特権として大將に与えられる下級武官で、本来除目直後の段階では与えられていないが、慶申のために三日間だけ仮に与えられ、その後彼らは再び本府（所属する左・右近衛府）に帰る、というのが①⑧の趣意である。その実例は『西宮記』（臨時六（前半）、左右大將事）「節会警蹕事」所引『吏部王記』天慶元年（九三八）六月二三日条に「是日除目云々、以実頼卿（藤原）為右近大將、（中略）亥刻、大將奏慶、畢来、近衛等歌吹、大將先就垣下座、請次將就座」と、同所引勘物に「以大臣任大將之日、大將奏賀、退出之間、於数政門外初発物声、次將到里第、拜礼歌舞了、將曹已上着軒廊、府生以下座庭中、中将掛袴、少將掛、將監以下例禄」と見える「歌吹」「物声」、いわゆる乱声（らんじょう）を発する將監・將曹・府生らが該当する。

『延喜式』兵部省式移式条に「凡補任武官番上以上者、移送本司、其式如左（後略）」とあるように、衛府官の任官は兵部省移が本府に発給されて初めて完了する建前であった。その事は①⑨に、一部例外を除き参

議未滿は兵部省移の到来後まで帯剣すべからずとある事にも反映している。移の古い例は管見に入らないが、形骸化した室町段階の文面が残っている。

史料6 『康富記』嘉吉三年（一四四三）四月二六日条所引洞院実熙自

筆記所引兵部省移

兵部省移 右近衛府

正二位行権大納言藤原朝臣実熙

右人、嘉吉二年三月廿八日兼任大將畢、仍移送如件、移到任用、故移、

嘉吉三年四月廿六日

正六位上行少録紀朝臣房定

正六位上行少丞平朝臣明盛

從三位行卿藤原朝臣

大輔

権大輔正五位下惟宗朝臣

從五位下行少輔藤原朝臣

権少輔

右は洞院実熙の右大將拜賀（慶申）記録に引用されており（□は兵部省印）、任大將を通知する兵部省移が大將初参という一連の流れの中で慶申と結合している。そして興味深いのは、中世後期における兵部省移の実例が管見の限りこの拜賀記所引の一例に限られる事であり、裏返せば慶申との結合が、形骸化の著しい兵部省移の廃絶を免れさせた可能性が十分に考えられる事である。そうであれば、慶申は、長期的スパンで見れば新儀・廃絶・改変等を繰り返して変転極まりない公家儀礼のうち、自らと結びついたものを保存するタイムカプセル機能を有していたと見る事が可能である。

続く二段は衛府とは別個の例外規定で、特定条件を満たす場合に特定

の対象に慶賀を申さない事を定める点が共通している。

1—⑪除目以外の機会に国司を兼任した場合に必ずしも慶申しない。

1—⑫「所々別当」に補された者は、「陣外所」には（慶を）申さない。

⑬は古写本に拠れば右の文意となり、⑭は単独では文意不明瞭だが、『侍中群要』（第十、所々別当事）の「被補陣中所々別当者、令奏慶由、陣中謂近衛

の「所々別当」は「陣中所々別当」と同義で、校書殿・内豎所・進物所・校書殿・内豎所・進物所・御厨子所・葉殿・作物所等也、件屬於對慶等、地下者於殿中申敷、又内御書所別當、奉仰々後所、不奏慶由、是故實也。

御厨子所・葉殿・作物所等の諸官司の別当である。これらは所（菊池）京

子氏・玉井力氏らが明らかにしたように九世紀末—一〇世紀初頭に集中

的に成立し、藏人が別当を兼ねる形で藏人所の直轄官司となり、結果と

して太政官とは別系統に定立した天皇直属の官司群であった。そして「陣

中所々別当」とは先に述べた内裏の「中隔」近衛陣の内側（近衛陣中）

の諸官司を意味し、1—⑫の後段が述べる趣意は、かかる所在地・属性

ゆえに、慶びを申すのは天皇に対してのみで、近衛陣の外部院宮可

然所々」には行わない、という事であろう。慶申対象に関わるこの「陣

外」の用法は

史料7 『小右記』長和二年（一〇一三）七月一五日条

（前略）除目後及数日、仍不可申慶賀於所々之由、有左府命、仍只奏、藤原道長

内、不啓皇后宮・東宮、何況陣外乎、（後略）

等、当該期の日記上にも同じ用例が見出される。

続く1—⑬以下の四段は、相互に直接関連しない個別の例外規定である。

1—⑬公卿は吉日を選んで宜陽殿と陣座に着す。

1—⑭官職を給わった者は、親がなければ吉日を選んで（親の）墓を拝する（三拝）。

1—⑮藏人頭・藏人に補された者は、初めての参内については官職を給わった人と同様であるが、他の職事が付簡をしたら退出する。

1—⑯殿上人・藏人は三日を過ぎても参内し拝礼する。

⑬は行論の都合上後述する。「親がなければ墓を拜せよ」とする⑭からは逆に、親が健在なら昇進時に当然親を拜すべきとされた事、また親はその生死と無関係に拜すべきと重要視された事が知られる。⑮は藏人頭の

初参内に関するもので、前段は藏人頭が他の官職新任者と同様（に慶申を行う）と述べ、後段は藏人を含む殿上人の出仕を確認する「簡」の着脱

の話題で、新補藏人頭の初参内では他の藏人が簡を付けたら直ちに（つまり執務は行わず）退出せよとする。⑮の記述は、慶申が本質的に、新た

に地位が昇進した場合に行うべき一連の手続きの一つ——特に「初参内」

の一部と認識された事を意味しよう。また「官を給ふ人」という表現は、

宣旨で補される宣旨職の藏人（頭）が「官（職）」ではなく、藏人新補が

「任官」とは異なるために例外規定が必要である事をよく示している。

末尾の分注1—⑯は殿上人・藏人に共通の規定で、「彼らは三日が過ぎても参内拝礼せよ」と、短いながらも重要な例外を述べている。かかる

規定の存在は、官人万般の慶申を「三日の内」に行えとする史料1の一

般的規定が、「三日を過ぎてしまつたら行わなくともよい」と解釈される

余地が存した事を示している（除目後数日を経たので所々への慶賀は申す

な」という前掲史料7の藤原道長の言は、これと深く関係しよう）。

⑯が行為者を殿上人・藏人に、対象を「参内」に限定しているように、

天皇と昇殿制・藏人との特別な関係は、慶申という可視的行為に比較的

よく現れる。その徴証の一つが、次掲の殿上人に関する別項目である。

史料8 『西宮記』（臨時六〔後半〕、侍中事）

一、始聴昇殿者参入事、頭藏人同

①別当奉勅伝宣、藏人頭即書宣旨、而後令奏慶賀、拜舞、昇殿、即

以付簡、②小舍人宣旨別当不必奉之、亦不奏慶賀、③始補頭藏人者、

撰吉日奏吉書、餘解

文類

④書様、

某人々々可為藏人、某人々々可聽昇殿、
別府〇上字ナシ

※1 前田育徳會尊経 裏書 ⑤故按察私記云、／長徳元年八月廿八日、除日、
開文庫所藏本中 (九九五)

今夜候宿、廿九日、早朝候殿上、已刻右大臣參上、於昼御座召藏人
 輔公、輔公応召參御前、還出仰、被補藏人頭者、即令奏棟由、依重
 喪不令奏慶退出、云々、頃之〔小脱カ〕舍人文範来、告召由、給例
 祿、一正仕人、二信乃布〔後略〕

8—①昇殿を初めて聴許される時は、藏人所別当が勅を奉じて藏人頭
 に伝宣し、頭が即時に宣旨を書く。その後昇殿者は慶賀を奏
 し、拜舞し、昇殿し、直ちに(勤怠を示す)簡を付ける。

8—②藏人所小舎人の宣旨は必ずしも別当が奉ぜず、また慶賀も奏し
 ない。

8—③初めて藏人頭・藏人に補せられたら吉日を撰んで吉書を奏する。

8—④藏人新補・昇殿聴許の宣旨の文言。

8—①は昇殿聴許の手続きが必ず藏人頭の奉じた宣旨で行われる事を述
 べ、④の宣旨の書様にも明らかのように、藏人に新補される者は(職掌上
 不可欠なので)同時に昇殿を聴される等、藏人と昇殿制の關係は密接不可
 分であった。①によれば昇殿聴許時には、宣旨作成、昇殿者の慶申・拜
 舞・昇殿という順序で行われ、慶申が即時に行われるとする点で1—⑬
 の「三日を過ぎても参内拜礼せよ」と矛盾するが、8—①が原則、1—
 ⑬が原則を果たせなかった場合の指針と解すれば問題なからう。そのよ
 うに考えられるならば、

叙位任官一般の慶申—昇進の三日以内—三日を過ぎたら行わない

藏人・昇殿の慶申—昇進後即時—三日を過ぎても行う

と概括できる事になる。②で藏人所小舎人が慶申を行わないとされるの
 は、慶申に広く觀察される、年少を理由とした拜舞免除の一環である可

能性がある。

③に定める吉書奏は藏人(頭)新補時特有だが、これは先に検討を保
 留した1—⑩・⑬と通ずるものである。1—⑩によれば衛府任官者は慶
 申に続けて吉日に「本陣本官」に着す必要があり、⑬も公卿は慶申後の
 吉日に宜陽殿と陣座に着するように定める。前者の「本陣本官」は、当
 該府の庁舎(近衛府ならば近衛陣)を指すと見られる。また陣定は初期に
 宜陽殿西廂の左近陣座で、後に紫宸殿の東北廊南面で行われとされてお
 り、また『西宮記』(臨時四、所々座体、宜陽殿)に「凡行諸儀式之時、公
 卿着此座行之、尋常時、仮着近衛陣」(公卿は「諸儀式」を行う時は宜陽殿
 に、「尋常の時」は近衛陣に仮に着する)とあるのを参考にすれば、宜陽殿・
 陣座に着する事は陣定催行場所への着座を意味する。井上亘氏はこれと
 「定」という政務形態の展開の関連性や、着陣・着座を済ませない者は大
 臣であっても執務できなかつた事、初任の官人は自らをアイデンティ
 ファイすべく執務席を正式に自分の座として占有しておく必要があつた
 事等を指摘している。また同氏が『西宮記』当該条より、奏慶・所々拜
 賀・着座・着陣という大筋の流れが存在した事を指摘しているように、
 当該条は後世まで公卿・衛府官が慶申とセットで行つた「着陣(著陣)」
 の遂行義務に関する初期の明文的規定として重要である。

公卿・衛府官が通常の執務を行う(とされている)場所に着する事の義
 務づけは、やはり昇進後の慶申・着陣が一連の「初参(内)」の一部であ
 る事、そして一般に状況(地位・年等)が改まってから通常業務を行うた
 めには、通常業務(とされるもの)を儀式化した「始」を済ませねばな
 らないという思考様式が、一〇世紀半ば過ぎ段階で既に慶申と結合する
 形で顕在化していた事を物語る。前述8—③の藏人(頭)による吉書義
 務が、同じ思考様式に基づく事はいうまでもなからう。

議政官一般における(初参+慶申+着陣)という認識がこの頃成立し

たであろう事は、『小右記』長和二年七月一日条の「資^(平)一来云、中納言^(藤原隆平)初参、先経階下奏慶、以午刻着宜陽殿・陣、先奥座、臨申文事、着外令申文、^{左天弁}了給宣旨、^{外座}」という、藤原懷平の権中納言昇進後の初参記事に明らかである。また藤原隆方の藏人新補に関する彼自身の日記『但御記』(『夕郎五代拜賀次第』(『統群書類従』公事部所収)所引)天喜五年二月八日条に「今日被補五位藏人、(中略)即□□令申事之由」と、二〇日条に「被補職事之後、今日初参大内、日者故障連々、于今遅々、昨日又内裏御衰日也、(中略)付簡之後退出、雖申慶由、不拜踏、服者之例也」とある事例も、慶申が「初参大内」の一部と見なされていた明証といえよう。

三 慶申時機の早期化

— 朝廷人事制度と表謝儀礼の時系列的関係 —

本章では視点を転じて、任官・昇叙等の一連の昇進手続きの中で、慶申を行うべきタイミング(慶申時機)がどこにあったか、という問題を掘り下げたい。「はじめに」で述べた通り、常識的に考えて、慶申は昇進確定後でなければなされないと推測されるが、かかる推測は妥当であろうか。それが仮に妥当であった場合、慶申時機の問題は、任官・昇叙が制度上・建前上どの段階で確定したと見なされたのか、またその建前がどの程度重視されたのかという、朝廷人事制度の根幹に関わる問題と直結する事になる。それらの問題については、任官儀の意義や任官事実の当人告知という観点から既に佐々木恵介氏の研究²⁵⁾があるので、適宜参照しながら論を進めたい。

まずは当該問題に関して比較的まとまった記述を持つ、叙位儀規定の検討から始めよう。

史料9 『西宮記』(臨時五、叙位事)

叙位事、

①叙位者立新位隨經案内、着靴立列、②臨時五、請印、位記應召称唯給位記、乍居小拜復本列、^{標也}④宣制了、共拜舞退出、^{位者凡稱、或有不着者}⑤於寺中拜、僧家者撤笏拳手三拜、於官爵者把笏可拜、^{仁和寺法皇、御時例也}

9—①位に叙される者は先導者に導かれて靴を着し列に立つ。

9—②臨時叙位の場合は、位記請印の後に慶を申せ。

9—③召に応じて称唯し位記を給い、「居^{すは}」りながら小さく拝し本列に復する(新たな位の標に立つ)。

9—④宣制が終わったたら(新叙者は)共に拜舞して退出する。

9—⑤衛府は平装束を着よ。(但し)四位でも尻鞆を着する場合と着しない場合がある。

9—⑥(叙位儀に)列立しなかつた者は、三日以内に慶を申せ(式部・兵部史生が位記を授けてから慶びを申す)。

9—⑦寺中にて(誰かを)拜する場合、僧が拜するなら笏を撤し拳手して三拜、位階官職を帯する俗人が拜するなら笏を把つて拜せよ(宇多法皇の時の例による)。

叙位手続き自体の復原が主眼ではないので詳細は省くが、①・③・④は、叙位儀で新叙者各人が位記を受け取り、宣制後に新叙者全員が拜舞し退出すると定めている(⑤は衛府官特有の服装規定。注目されるのは右規定に該当しない人々——即ち叙位儀不参者に関する⑥で、三日以内という慶申遂行義務の日限が史料1——①と同様に明記されている点である。但し臨時叙位について述べる②は少々異なり、臨時叙位では「位記請印の後」(少納言が掌る内印「天皇御璽」の捺印手続き後)に慶を申すという。これらの慶申時機は、いかなる原理に基づいて定められ、どの程度

の拘束力を有したのであろうか。

まず9—②により、叙位における慶申時機の決定は〈文書手続き上の叙位確定後〉という原則によった事が推察されよう。また一般に除目の手続きは、次の流れで行われる。²⁵⁾

任人確定後、大間書の任人を召名に清書↓召名を天皇に奏上・確認
↓下名を式部・兵部二省に下賜↓召名を二省の輔に下賜↓二省の省
掌が「応任者名簿」によつて不参者を確認(唱計)↓二省の録が召名
に基づき個別の任人を唱する(唱名)

したがって1—③に「公卿・殿上人は除目の清書が天皇に奏された後、藏人頭をして(慶を)奏させる」とあるのは、〈作業用文書たる大間書に書き込まれた任人が新規任人リストの正本たる召名に記入され内容を天皇が確認した段階(召名奏上)で、公卿・殿上人が慶申を行う〉という一原則の存在を示している。公卿・殿上人の除目時の慶申時機も〈文書手続き上の任人確定後〉であり、叙位と総合すれば、人事異動手続き上で新配置が確定した直後こそが、慶申義務の発生する瞬間であつたとまづは推定される。

それが文書行政における書類操作上の確定と同義であつた事には、顕著な文書主義(書類作成・操作による手続きを最も重要な根拠と見なす発想)が認められる。佐々木氏は撰関期の任官儀を検討し、除目(召名・清書)が本来は任官儀の場で読み上げるための文書であつたにもかかわらず、当該期にはその作成自体が任官結果の確定を意味するようになったとして、そこに文書行政の成熟・深化を見出した。²⁶⁾それはあくまでも任官儀という朝廷のシステムティックな行政手続きにおける文書主義の進行であつたが、任官儀と連動せざるを得ない仕組み上、慶申もそれに巻き込まれた様相が伺われよう。

ところで、通常は除目完了後三日以内とされる慶申日限が公卿・殿上

人においてのみ除目清書後とされた事は、彼らの尊貴性を鑑みれば、一種の特権であつたと見るべきだろう。『侍中群要』(第九、藏人拜官事)の「家」説に「侍臣・藏人等、清書後奏慶」とあるように、同じ特権はこの前後の時期に侍臣(殿上人であろう)・藏人にも存在した。殿上人の特権という観点から見ると、注目されるのは次掲史料である。

史料10 『北山抄』(巻第九、羽林抄、除目奏慶事〔部分〕)

殿上侍臣清書之後、不待下名令奏、

近例、侍臣不待清書、自余不待下名奏之。

「殿上人は除目清書後に下名を待たず奏慶する」といい、しかも細注によれば「近例では殿上人は清書を待たず、官人一般も下名を待たずに奏する」という。「清書」とは召名作成を指し、それは下名下賜より前であるから、『侍中群要』の原態が成立した円融朝(一〇世紀後半)頃以前から『西宮記』が成立した一一世紀初頭頃までの間に、官人全体で慶申時機が前倒しされた事になる。それ自体も興味深い上、ここでは逆にその前倒し以前、官人一般の慶申が除目下名を待つて行われたらしい事に注意したい。そこに、任官儀Ⅱ制度と慶申Ⅱ社会慣行の接点がいかなる原理に基づき設定されたかのヒントが見出されるからである。

「おりの下名」は本来、内裏任官儀における任官予定者(の中の不参者)を彼らの参入・唱名以前に式兵二省が確認する「唱計」に用いられた「応(可)任者名簿」に由来し、一〇世紀後半までに任官予定者の不参が当然・前提となつた略儀の太政官任官儀が主流化するに及び、全く形骸化しつつも往時の儀式形態の痕跡だけを残した文書である。²⁸⁾本来それ自体は儀礼・行為の名前ではなかつたはずだが、形骸化を経て『北山抄』段階には「下名」という文書を式兵二省へ下し給う行為を「下名」の語で意味したと思しく、したがって「下名を待たず」とは、当該行為の完結を待たずに慶申を行う事を意味しよう。

しかしこの下名下賜は、殿上人が召名(清書)を待つて慶申した一〇世

紀半ば過ぎの段階において既に実質的手続き上は全く不要な行為であり、これを待つて官人が慶申する事には意味を見出しにくい。だからこそ下名を待たず前倒しする傾向が生まれたのであるが、下名下賜が召名(清書)奏上よりも手続き上の後段階であった事を重視するなら、下名を待たずに慶申する公卿・殿上人の特権性の核心は、(下名によって唱計され参入・拜舞する)官人一般よりも早く慶申を行い得た点にあったと推察されよう。その特権性は、後述の近衛大将の慶申と兼宣旨の関係を考慮すれば、(彼らが他者より早く自らの昇進確定を知り得る立場にいる)事に基づく推察され、したがって除目・叙位の枢要や天皇その人への近さに基づいていた事になる。とすれば、ここにも公卿・殿上人の天皇への親近性という論理と、慶申がかかる論理を可視的に表現する機会として大きな意義を持たされていた事が示唆されるのである。

なお『北山抄』(巻第九、羽林抄、初任事)に「初任中少将者、下名之後、待兵部充文帯剣、其前不帯之、令奏慶賀之由」とあるのは、「初任の近衛中将・少将は除目の下名後に兵部充文を待つて帯剣し、充文到達以前に帯剣せずに慶賀の由を奏する」と解される。下名以後とはいえ、充文到達という人事手続きの執行完了以前の慶申が認められていた事は、慶申時機の早さが特権性に比例すると考えられる事を踏まえれば、これも一種の特権と見なされよう。そしてかかる特権は、九世紀初頭の六衛府制成立以後、近衛次将(中将・少将)が枢要な天皇近侍の臣の地位にあった事³⁰の名残と見られる。

慶申時機の前倒しによる特権性顯示が高身分者の間で経時的に進行した事は、著者大江匡房が没する天永二年(一一一一)までに成立した『江家次第』から窺われる。

史料11 『江家次第』(巻第二十、大将饗〔部分〕)

時刻大将参内、(割注略)除目畢未奏清書之間、参於弓場殿申慶、

付近衛次将 若 藏人頭申之 又付藏人頭令申官人可給御酒由、

右によれば一二世紀初頭の近衛大将の慶申は、「除目畢」つた後、清書を天皇に奏する以前にまで前倒しされている。史料5—①・②(西宮記)によっても、近衛大将任官は兼日に勅語をもつて当人に知らされ、除目当日に行う饗禄を準備し、当日は除目が終わってから射場殿で奏慶し拜舞するとある。除目以前に兼宣旨(召仰とも)で任官を知らされるのは大臣・大将に限られた最上位の特権で、それが慶申という行為に反映される場合は、清書奏覧以前に慶申するという形で、除目以前に通知された事実が誇示されたのであろう。

もつとも前掲史料10(北山抄)の細注で、慶申時機が清書以前に早期化されたグループの中に「公卿」が見えず、「殿上人」とのみある点は注意を惹く。実際、一一世紀に入っても公卿の慶申が清書奏覧を待つて行われる場合があつた事は、藤原行成(当時従二位・参議・左大弁等)の皇太后宮権大夫兼官を記録した次の記事に明らかである。

史料12 『権記』寛弘四年(一〇〇七)四月二十八日条

廿八日、甲午、参内、陣申文、官奏、初慶也直物除目大和孝道、予任皇太后宮権大夫、清書等奏之後、令右頭中将奏慶由、拜舞退出、

また権大納言藤原頼通以下一〇人の昇進・慶申に関する

史料13 『御堂関白記』長和二年(一〇三三)六月二三日条

廿三日、癸未、(中略)朝経朝臣召余、参上奉仕除目如常、任人十人、退下、(藤原道方)以左大弁令清書、就弓場殿奏聞、返給後奏慶賀、各着陣、給

二省如常、(後略)

という史料によつても、公卿の慶申・着陣が召名(清書)奏覧・返下の後、かつ式兵二省へ(召名を)下す以前(つまり下名下賜の前後頃)になされる場合があつた事が知られ、清書以前への前倒しは必ずしもされていなかった。如上の事実にも、やはり殿上人というグループの優越的な特

権獲得傾向の形跡が見出される。

ところで、上述のような特権性誇示の手段として慶申時機の早期化がなされたとしても、その早期化が可能である範囲・限度が、いずれかの段階で必ず問題となったはずである。この問題に関しては、次掲史料によって、藏人頭藤原実資が自らの任参議の確信を得て除目以前に慶申したとする、佐々木惠介氏の指摘が看過できない。

史料14 『小右記』 永延三年（九八九）二月二〇日条

廿日、辛未、（自注法惠） 暹明参院、奏身上事、則退出、参撰政殿、被命云、院仰已重、難固辞申、今日可令奏聞、可在存心中、今依此事人々怨多歎、偏依院仰所可加任也者、（藤原道兼） 以権中納言被奉院、是被奏御返事、已有可許、余参内、良久候御前、（実光） 奉撰政之被奏趣、既有可許之趣、小選罷出、（藤原経朝） 向大納言家、（藤原経朝） 向権中納言家、為慶賀也、

佐々木氏は右事例と後述の長元五年（一〇三二）の式部録濟任の事例（史料18）を比較して、「古昔未召除目之前、不申慶」と述べた彼が、四十年以上前の自身の行動をどう弁解するのか興味深いところだが、それともかく……^②と両事例の矛盾を指摘した。氏はこの問題をそれ以上追究しなかったが、〈任官確定が先、慶申が後〉という時系列的原則（慶申の儀礼的性質を規定する非常に重要な根幹的原則）の妥当性を検討する本稿は、その追究を避けて通れない。しかもこの問題は、当代一流の故実家・博識として知られ朝儀典礼のあるべき姿に不断の関心を寄せた記主藤原実資の人物像に大きく関わる上（儀礼に対する態度は実は皮相的で、自分の出世という場面では簡単にこれを蔑ろにしたという可能性）、そのような彼を「賢人右府」^③と評価してしまう公家社会にとつて、儀礼にあればど拘泥したメリットが何であったのか、全くとて、儀礼にあればど拘泥しむ、朝儀研究の大問題でもある。

では、右の矛盾はなぜ生じたのか。慶申は所詮制度の一部ではないから、

制度的な手続き完了を待たずとも恣意的に行い得る儀礼であったのか。

結論からいえば、そこには佐々木氏の指摘するような矛盾は無く、実資が除目以前に慶申を行ったという事実は認められない。同記によれば除目（任大臣儀）の当日二三日条に「今日有任大臣之儀、（中略）余加任参議、（中略）宣命了余自宿所向化徳門辺、待内大臣自藤壺来、会同門、相共入自左青瑊・宣仁等門、経南殿階下進射場殿、（割注略）以藏人頭左近権中將公任（藤原）令奏慶賀、（中略）勅許後経初道退帰、（割注略）相共参后宮、令啓慶、次参東宮令啓」とあり、翌二四日条に「参円融院、（以脱力）中将令奏慶、欲退出之間又被聴昇殿、（居貞親王）令奏慶賀」とあつて、除目当日に一条天皇・国母（円融女御・一条母）藤原詮子・東宮居貞親王に、翌日に円融法皇に慶申を行っている。「奏慶賀」「啓慶」等の表記が混在しているが、これらは紛れもなく任官慶申であり、それは天皇・法皇へ奏者を介して奏上する手続きを踏んでいる事から明らかである（内裏の射場殿で行ったとある点はこれを補強。したがって続く后宮・東宮への「啓」「啓慶」も任官慶申）。

一方、佐々木氏が除目以前の慶申と判断した二〇日条の記事には、そのような奏者を介した奏上の記事が無く、単に「慶賀のために向かった」とあるだけである（史料14傍線部）。その「慶賀のために向かった」先の権大納言藤原道隆と権中納言藤原道兼は、実資の任参議と同日にそれぞれ内大臣と権大納言に昇進しており、そもそも実資の任参議自体が道隆の任大臣に連動した付随的な後任人事であつて（道兼が道隆の跡の権大納言に、参議源伊抄が道兼の跡の権中納言となり、その空席の参議に実資が昇進）、道隆の任内大臣こそが当該人事の眼目であつた。してみれば、藏人頭であつた実資が二〇日段階で二三日の人事異動を知つたのは佐々木氏が指摘した通りだが、実資はそこで道隆・道兼兄弟の大臣・大納言昇進を知つてその祝意表明に行つたと読むのが自然であり、自らの任参議について

謝意、表明たる慶申を行ったと読むのは困難である（慶申は前述のように、除日後に行われた明証がある）。

実資が除目以前に慶申を行ったとの誤解が生じた事は、「ヨロコビを申す」という表現が表祝（おめでとうございます）と表謝（ありがとうございます）の両義を古くから内包しており、両者峻別されないまま中世まで使われてきたという、前稿⁴⁴で指摘した我が国特有の表現法に基づいて、記主実資が「慶（慶賀）」の語を近接箇所であらうに用いた事に根差している。換言すれば、「慶」「慶賀」にも〈単なる表祝〉と〈後世「拝賀」と呼ばれた昇進表謝〉の両義が存在していた事実が、未だ朝廷儀礼研究において広く認識されていない点に誤解の要因が見出されるのであり、慶申の基礎的研究を等閑視してなされてきた古代・中世朝廷人事の研究史の欠陥がそこにあると考えざるを得ない（慶（慶賀）」の用語法の問題は、別の機会を得て考察する予定）。右の実資の事例が除かれれば、除目以前の慶申事例は管見に触れず、除目と慶申の時系列的関係は極めて単純な一貫的原則を保っていたと判断できる。

四 慶申時機に見る法と礼の共存バランス

如上の原則を確認した上で、では慶申はどこまで早期化する事が可能であったか。前述のように、一一世紀には公卿の慶申は清書を待つて行われる事例が少なくなかった。そして前掲史料11（『江家次第』、大将饗）によれば、清書以前に行うとしても「除目畢」る時まで待つとされた点に、際限なき早期化はできないという慶申時機の制約が窺われる。この場合の「除目畢」とは、それが清書奏覧以前である事を考慮すれば、〈大間を用いた銓衡・任人案確定後〉を意味しよう。〈文書行政上の「確定」が任官儀のどの段階を指すのか〉という問いを突き詰めた末、別紙

への「清書」やその奏覧ではなく、（それ以前の）大間への新任者記入こそがそれにあたるという答えを、一二世紀初頭までに公家社会は得ていたといえよう。

一部高級官人における慶申時機早期化の特権性や早期化の限度は以上の通りであったとして、官人全般の慶申時機の早期化はどのように説明されるであろうか。それが地位向上と無関係であるう事は、全員でなく一部のみが前倒しにされなければ地位向上の顕示とならない事から推察される。実際には院政期に入っても、『後二条師通記』寛治七年（一〇九三）二月七日程に「有除目下名事、人々来、申慶賀之由」とあるように下名以後の（と思しい）慶申は枚挙に遑がなく、そもそも多数の貴所への慶申（所々の慶）を除目後数日から一箇月程度かけて行うようになる院政・鎌倉期以降には、所々の慶はおのずから下名以後とならざるを得ない。

中・下級廷臣の慶申が下名以前まで早期化された事情を地位向上以外に求めるべき事は、次掲史料からも推知される。

史料15 『吉記』嘉応二年（一一七〇）正月二二日条⁵⁵

一、弁官拝賀日出門弁侍前事、

嘉応二 正 廿二 同記云、今日余藏人・左方申弁官慶於所々、

下名以後雖可宜、官・藏人方公事繁多、劇官者以早速為先、加之

下名以前拝賀蹤跡旁存者歟、

仍午剋着装束、次駕車、此間弁侍貞時追前、（後略）

院政末期の吉田（藤原）経房の弁官慶申の記録で、「本来所々の慶は下名以後に行うのがいいが、藏人左少弁の自分は官方・藏人方双方の公事が繁多である。劇官の者の拝賀は速やかな遂行を優先する考え方があり、しかも下名以前の慶申の先例も様々に知っているので、下名を待たずに慶申を行った」という。これは公事に参仕すべき職責上の義務が慶申の遂行を促した（つまり公事参仕が慶申の既遂行を前提としていた）事が明確に確

認できる古い事例であるとともに、現実的な公事遂行の円滑さを儀礼の建前より優先する思考法により、慶申が変容させられた好例といえよう。

そしてもう一つ興味深いのは、藏人を兼ねる弁官が——それも名家勸修寺流藤原氏の中興の祖といふべき経房が、右の理由で慶申時機を前倒しした事実である。鎌倉期以降、一部の「諸大夫」層は撰閥家の羈絆を逃れて治天（室町期は室町殿）権力と密着し、「名家」という家格を確立する。特に鎌倉末期以降に准大臣・大臣を極官とするに至った名家勸修寺流・日野流の長期的な勢力伸長プロセスは、身分・財力・姻戚関係や文芸（詩歌等）・儀礼故実の伝習等ではなく、官方・藏人方実務の徹底した熟達・奉仕に立脚していた。鎌倉中期以降には、朝廷は平安期以来の儀礼のつづがない遂行と平行して、儀礼的要素を全く省いた行政・訴訟実務Ⅱ雑訴（徳政）興行をも社会的に義務づけられてゆき、その実務の重要な一端もまた名家が担ってゆく事になる。

その事を踏まえると、右の経房の言説は、彼ら名家が清華や羽林等とは異なる繁務の中で、有限のリソース（時間・労働力等）を慶申の如き儀礼に充当する割合を制限されざるを得なかった事——換言すれば、平安期を通じて蓄積・形成され廷臣生活の大部分を占めるかに見えた儀礼（朝儀）が実務の前に相対化されるという、中世朝廷に顕著な展開の萌芽が、慶申を通じて見出されるように思われるのである。かつて〈平安時代の朝廷においては政務と儀式は一体不可分である〉と評した土田直鎮氏の表現を借りるならば、鎌倉時代は、儀式と一体不可分の政務を残しつつも、儀式と切り離された政務が別個要請され独立化してゆく過程ということができ、雑訴・徳政興行が後者に該当する一方、慶申は純然たる儀礼（礼）の世界に残る事になった、ともいえよう。その分岐は慶申の社会的重要性を何ら損なうものではなかったと思われるが、それは別の機会に論じたい。

話を戻せば、官人一般の慶申時機が前倒し傾向となった最も根源的な理由は、除目自体の形骸化にある。〈除目以前に自らの任官を知らされるから〉という理由で近衛大将の慶申時機が前倒しになり得るならば、それは純粹に時系列的関係に基づく論理に過ぎないのであるから、昇進を事前に知り得た官人一般にも起こり得る事になる。

史料16 『権記』長保二年（一〇〇〇）六月二五日条

廿五日、庚午、勝算僧都参陣外、令申被加大字之慶者、此事人々為奇、参左府者可加大字之宣旨有云々、然而未被下宣旨於上卿之前、令申慶賀之故也、（後略）

右によれば長保二年、勝算僧都が「大」字付加（大僧都昇進）の慶申のため陣外（内裏中重の朔平門か脩明門の外であろう）に参上したのを人々が怪しんだ。「左府（藤原道長）に参上して『大字』の宣旨の事を知ったので慶申した」というのが勝算の言い分であったが、その宣旨が上卿に下される以前に慶申した事が、人々の不審を買ったのである。

周知の通り、宣旨はそれ単体では他者に働きかける機能を一切持たない、単なる天皇の発言録に過ぎず、上卿から弁官局・外記局に宣下され太政官の政務執行回路に乗せられて「次第の宣下」がなされて、初めて朝廷という機関における有効性が発効する建前であった。したがって上卿への宣旨下達以前の慶申が過失と見なされた事実は、第一に、〈慶申は当該昇進が有効な執行手続きの回路に乗るまで行つてはならない〉と考えられた事を意味する。これは天皇や執政の臣の内意・恣意だけが存在する段階ではなく、それが朝廷という機関において、そのしかるべき構成員が十分に正当と見なす手続きに基づいて確定した段階に至る事が、慶申遂行の必要条件であったという事である。前述の、慶申可能な時機が任官儀では召名（除目清書）以後、叙位儀では宣制以後（臨時叙位では位記請印以後）とされた事と、根底で原理を同じくしていると見なせよう。

しかし第二に、上卿への宣旨下達が右でいう執行回路の開始点に過ぎない事に、より注意したい。原理主義的に考えるなら、(他になすべき手続きが何ら残っていない)という意味で昇進が完了し、新たな地位に基づいて活動可能になるのは、その人事案件が執行回路を終端まで流れて(弁官局/外記局での施行手続き、担当部署での当該昇進の記録、当該昇進者の帰属部署へ通知等の完了)からである。もつとも、上卿以降の手続きでは宣旨の執行は通常(遅滞する事はあっても)停止・改変されないから、上卿への宣旨下達は事実上の確定を意味するとはいえるが、それは逆に、慶申は執行手続きが完了せずとも、執行回路に乗りさえすれば——極論すれば上卿以降の執行手続きの有無とは無関係に行われ得た、という事にもなる。宣旨が発せられたら上卿に下されずとも手続きが完了したも同然)という勝算僧都の認識こそ、かかる発想に基づくものである。ある人物の新たな地位を認容する意思が、天皇やその近臣という内部的・局所的・独占的な空間から、朝廷という外部的・全体的・共有的な空間へと提出され、手続き上の瑕疵のチェックをパスして全体的共通諒解となるに相応しい権威を獲得したか否か。勝算と廷臣大多数の相違は、前者より後者がこれを相対的に重視したという点に尽きる。

史料17 『小右記』長和二年八月二八日条

廿八日、丁亥、昨日番長良真申府生慶、以府掌公時、補良真任府生之替、番長宣旨書將曹正方持来、先日所仰也、去夕候中宮之間、頭中將下給府生宣旨、未到上卿乎之間、今朝申慶如何、頭中將告宣旨下了之由歟、

宣旨の上卿到達以前に近衛府生の慶申を行った番長良真に対する右の実資の批判は、勝算僧都の事例と選ぶところがないが、「府生昇進の宣旨が下った事を頭中將が告げたからか」という末尾の実資の推測に、慶申時機早期化の本質的問題——そして中世への道筋が見出される。宣下の

事実を頭中將が良真に告げたのは彼自身が藏人として宣旨を奉じたからであろうし、彼が当該宣旨を上卿に仰せ下してしまえば、昇進は正規の執行回路に乗って事実上確定される。しかし逆にいえば上卿へ仰せ下す前には執行回路に乗っていないのであり、その未確定な状態で昇進の内定を当事者が知ってしまう点に問題がある。

史料18 『小右記』長元五年(一〇三二)一〇月二九日条

廿九日、丁卯、夜闌式部録濟任云、除目召名兵部録不參、忽有外記催召者、仰云、雖任式部録、召名以前猶是兵部録也、早參役尤可宜、除目召名了也、可知式部録、古昔未召除日之前、不申慶、爰(知脱力)猶兵部録、即馳參勤役、帰来云、上官申有勤之由、

右の史料は、次のように解釈されよう。兵部録濟任は除目で式部録に新任したが、「その除目の召名(清書作成)に兵部録が足りない」ので外記から催徴された」と実資に語った。これに対して実資は「式部録に任せられても、召名以前はなお濟任は兵部録なのだから、速やかに参上して兵部録の役を務めるのがよい。今回のような場合には、除目召名が完了してから初めて濟任は自分が式部録となった事を知るはずであり、昔は除目を召す(召名であろう)以前には慶申を行わなかったものだ」と説き、濟任はこれに従ったという。

〈召名(清書)の天皇奏覽完了が任官の確定を意味する〉と見る点は前述の事例と同じだが、召名完了以前は新任者が自分の昇進を知らないはずだという認識——つまりそのような建前が存在した事と、それが建前に過ぎなかった事が改めて確認されよう。実際には内裏任官儀や叙位儀では新任者・新叙者は予め昇進を知っており、だからこそ任官儀・叙位儀に参列して(つまり参列すべき事を予め知っており)直接口頭告知を受ける(あるいは位記を手交される)のであって、その(昇進者は任官儀・叙位儀まで自分の昇進を知らない)という建前が完全に放棄されている形態

さえも、西本昌弘氏によれば一〇世紀後半までには既に形骸化していた。とすれば実資が述べているのは、それ以前の極めて古い（そのような形が本当に実在したかどうかさえ定かでない）態様——極めて純粹素朴な建前であり、実資のいう「古昔」の人々が召名以前に慶申をしなかったのも、既に「古昔」の段階でそれが純朴に過ぎる建前である事が諒解されつつも、建前として尊重されて（昇進を知らない事を装って）なされた慣行と考えるべきではなからうか。

そしてかかる実資の原則論的発想が必ずしも彼の独善でなかった事は、史料9—⑥（西宮記）で、叙位儀不参者の慶申時機が叙位儀完了後の三日以内、かつ式部・兵部史生からの位記配達の後とされている事から窺い知られる。そこでいう〈位記の配達後〉が、〈昇叙者が自らの昇進を知った後〉を含蓄している事は明らかであろう。慶申は朝廷というシステムとの客観的關係（昇進事実の有無）だけでなく、昇進者が自らの昇進事実を認知し、表謝するという、昇進者側の視点に基づくプリミティブな（そして恐らくはフィクティブな）主観的認識との関係をも、本質的要素として抱え込む儀礼であったと見るべきである。

他方、前述のように『西宮記』は、慶申時機を昇進の制度的手続き完了以後としていた。しかしそこでは、朝廷行政システム内における自己完結的な書類操作上での確定が問題なのであって、当人や社会に対する昇進事実告知の完了／未了が問題とされていない事に注意したい。これは文書主義という、行政システムの都合が優先されようとするベクトルに他ならないが、文書主義の進行は慶申が行政と結びつけられたからこそ持った指向性とするべきで、本来個人的・原初的な表謝慣行に根差す慶申が自ら文書主義に陥る理由は無い（実際、古書等を除けば慶申で文書の作成・授受は発生しない）。

とすれば、慶申時機における文書主義の顕現は、行政システム外の慣

行であるはずの慶申のありようを、行政システムが自己都合に合わせて改変しようとした圧力の現れと見るべきであろう。そして上述のように慶申を行う昇進者の主観的視点に基づく規定や実践が『西宮記』や撰聞期の実例に見える事を併せ考えるならば、当該期の慶申においては文書主義的な客観的事実を重視したい官の視点と、原初的・主観的な昇進者側の視点とが相剋していると理解できる事になろう。

かかる相剋を示す大変興味深い事例が、次掲史料である。

史料19 『権記』寛弘六年（一〇〇九）三月四日条

四日、（中略）入夜事了、除日被下、予見之、未濟書（清カ）之前、退座立壁後、兩大納言又同退、待清書欲奏慶賀、黃昏忽無、早不清書、仍兩大納言・予・左兵衛督・右大弁・左中弁・權左中弁等、於御所還令申賀、藏人式部丞広政奏之、（後略）

権中納言に昇進した記主藤原行成らは、除目清書以前に一旦退座し、清書を待つて慶申しようと待機した。ところが清書を書くべき黄紙の欠如によつて清書が遅滞するのを見た彼らは、清書完了を待たずに慶申を遂げたという。〈公卿の慶申は清書を待つべき〉という建前があくまでも重視された一方、事故・不手際によつて清書が遅滞した時、清書以前に慶申する事を彼らは全く躊躇していない。

この事実を前述の構図に当てはめるならば、次のように解されよう。彼らが廷臣である以上、朝廷側の手続きの都合がまず尊重されるのは当然である。前述の朝廷人事制度上の手続きと慶申の厳密な時系列的対応関係（手続き上の昇進確定以前に慶申できない）はその顕れであり、一見すると法に対する礼の、また制度に対する社会慣行の従属を示すかに見える。しかしそれは恐らく、あくまでも両者の衝突が安易に発生しないために、礼・社会慣行を重視する立場の側が示している配慮の結果に過ぎないのであろう。

そもそも、昇進が確定する前に表謝行為を行う事は原理的にナンセンスなので、昇進確定以前は慶申しない。そして、大間記入は前述の手續きを取らざるを得ない朝廷人事制度の中では、確かに昇進者確定と見なせる最初のタイミングであり、それを遡って確定と見なすのは困難であるから、それ以前に慶申は決して行われるべきではない。他方、朝廷制度上の正式な書類の完成は召名（清書）である事から、慶申慣行を重視する発想は、その朝廷制度の都合を理解・配慮し、通常は清書完了を待つ形を取り、親和的に手續きを重視する発想と共存した。しかしそれは社会慣行と抵触しないと判断される限りにおいてであって、手續きが遅滞し慶申に悪影響を及ぼすと判断された場合は、手續きの進捗にかかわらず社会慣行を重視して慶申が遂行された。そこには朝廷（官）の制度的手續きと、昇進者が従う別原理の社会慣行を同等に秤にかけられる姿勢が見られ、そして制度的手續きは一定度尊重されつつも、両者抵触する場合は最終的に社会慣行が尊重されている。そこに顕れているのは法と礼の（潜在的な相剋の可能性を孕む）互いに独立的な併存であり、かつ礼の法に對する優越性である。

誤解を避けるためにいえば、それは廷臣の天皇軽視を意味するのではない。慶申遂行を重視した以上、天皇を重視しているのは明らかであり、問題は（重視すべき）天皇との関係をどのように表現すべきか」という設問の形で現れているのである。法的手続きを媒介とした関係と、それとは原理的に無関係に礼を媒介とした関係が併存してあり、前者は朝廷という組織（官という概念）を介した間接的關係、後者はそれらを介さない天皇との直結關係である。そして通常は両者の關係が併存するが、いざ間接的關係が直接的關係を侵害しかねないと判断された場合は、後者が優位性を顕現させたと見られるのであり、その意味で上記現象は天皇重視に他ならない。本稿の問題関心から注意したいのは、それが天長年

間に始まり天曆年間に一応の完成を見た（八二四〜九五七）と吉川真司氏が指摘する^③天皇―廷臣間關係の変質、即ち天皇が全官人に均質な君主として臨む建前が部分的に放棄され、天皇が特定の廷臣と個人的な信頼關係を結ぶ建前が制度的に確立する趨勢と軌を一にするように見える点である。前稿で論じたように慶申の淵源が律令制以前の原初的慣行にあり、かつ上記趨勢と撰閔期慶申が軌を一にするならば、撰閔期に至り、慶申は律令制という異質な官僚制的発想との相剋を乗り越え、共存しつつも独立性的かつ優越的な存在意義を確立したと見る事も可能であろう。

いずれにしても慶申の時機は一般に早期化される傾向にあって、それは右の下級官人の例に明らかのように、昇進予定者が昇進手續き（人事朝儀）以前に内定を知ってしまう（つまり兼宣旨の特権性がほとんど薄らいでしまう）当該期の朝廷人事のあり方によって、不可避的に決定づけられた事態であったと考えられる。そしてかかる内定の事前承知に關連して興味深いのは、既に佐々木氏も指摘している通り、宣旨を奉じた藏人が上卿へ仰せ下す以前に当事者に宣下内容を漏らし内定通知を行ってしまう行為が、中世に事実上の（しかし確信的に）位階官職その他の身分証憑として機能した口宣案（宣旨の一種）の發給と、極めて相似する点である。これは（手續きに乗ってしまえば、事実上手續きは完了したも同然）という前述の発想を突き詰め、朝廷というシステム・構成員全体もそれを諒としたものであって、そのあたりに、（前近代日本の身分秩序とそれを支える制度の確かさは、何によって担保される（べき）と考えられたのか）という、石母田正氏のいう「礼の秩序」^④の重要な問題のヒントがあると思われるが、それは機会を改めて考えたい。

おわりに

最後に、本稿での検討の結果得られたいくつかの結論と課題を述べておこう。

慶申は天皇と廷臣の人格間で交わされる直接対話が形式化したもので、奏上場所の物理的差異や慶申時機の時間的差異等によって、慶申主体の特権性（天皇との人格的關係上の距離＝親近性）を可視化する働きが組み込まれていた。かかる特定・区分は元来存在しなかったであろうが、『西宮記』段階（一〇世紀半ば過ぎ）に射場殿が最上の奏上場所であった事は、清涼殿の「殿上」成立との関係について示唆的である。つまり宇多朝に整備された殿上人・藏人所と天皇との特別な関係をシステムティックに可視化する場とすべく、慶申の礼式が整備された可能性があり、近衛次将の天皇侍臣たる地位が藏人に回収されつつあった事が慶申の場で明示されていた事は、その顕れと見なし得る。そこに至る過程を宇多・村上朝の制度史・政治史に改めて位置づける作業は、今後の課題である。

儀礼形態に即して見ると、慶申は嵯峨朝における唐風拜礼の全面的導入⁴⁶という礼節体系上の一大変革を経て後代に繋がる祖型が成立し、『西宮記』段階までに十分に定式化されていたと評価される。しかし慶申において、その字義とは裏腹に慶びの意が奏上されず参上事実が奏されるのみであった事は、当該段階までに既に慶申が大きな形骸化・改変圧力に晒され来たった可能性を伝えている。形骸化についていえば、多数の廷臣が定期的に繰り返す慶申は効率よくこなす事に一定の工夫が求められざるを得ず、便宜に従って改変される特性が早い段階から認められる。これは院政期の、円滑な公事遂行を慶申の儀礼的建前より優先させる発想へと展開し、後の「名家」（実務に長じた諸大夫層）擡頭という長期にわたる政治的現象の発現と朝廷儀礼体系との関係を読み解くヒントと

なり得る。

慶申の可変性は（誰に慶を申すべきか）という問題にも顕著で、源高明が「院宮（及び）然るべき所々」と抽象的に総括せざるを得なかったように、（慶申対象の選定は当事者次第の自意識の問題）という慶申の根源的性質が、定式化を経てもなお失われていなかった。但し、他方で院宮や親への慶申が当然視された事は、慶申を官人の社会的義務とする共通認識が官廷社会に定着していた事を示しており、かかる社会的圧力と上述の自意識次第という本質が、どのように相克し中世的慶申を形成するかも今後の課題である。

また場合ごとに異なる慶申時機を検討した結果、（文書行政における書類操作上で昇進が確定した直後）という原則が通底しており、そこに儀礼と法・制度との交点が見出される。もともと一〇～一一世紀にかけて、慶申時機は総じて早められてゆく。そこには第一に、（他者より早く天皇から昇進確定を知らされる特権）を意図的に可視化する手段として慶申が使われた形跡があり、それが殿上人において特に顕著になされた可能性が高い。また第二に、除目自体の形骸化によって大多数の官人が昇進を事前に知り得るようになった事で、前倒し傾向は特権性と無関係に官人一般へと波及した。そこには慶申の淵源たる上古の昇進表謝行為以来の、（自分の昇進を知ったら表謝する）という、昇進者側の視点に基づくプリミティブな性質が色濃く残存している。しかし他方で、右傾向の背後には（昇進人事が制度上の執行回路に乗ったら慶申を行っても問題ない）という現実的認識に徹した発想があり、手続き全体の軽視を容易に惹起するその発想は、後の口宣案盛行——即ち中世に特徴的な朝廷秩序の形成手続き体系が立脚する思想の、原点と見なし得る。

前述のように慶申時に「候由」（事由）が奏されるだけであった事は、平安中期までになされた慶申の形骸化の程度の大きさを窺わせ、その形

骸化程度から見て慶申の淵源はかなり古くまで遡る可能性がある。同時に右の事実は、当該期までに慶申の意義が地位の更改に付随して行われるべき「初参(内)」の一部へとシフトしていた事を意味する可能性が高く、これに公卿・衛府官の通常執務を儀式化した「着陣」が結合した形態が、一〇世紀半ば過ぎ段階までに成立し、以後昇進後手続きの基本形であり続けた。昇進直後に行う事が制度的レベルで社会的義務となっていた慶申が初執務¹¹着陣と結合する事は自然な成り行きだが、慶申には内在的なもう一つの儀礼結合の痕跡がある。すなわち慶申の核心である事由言上と拝舞が本来別個の独立的儀礼であった可能性であり、淵源を異にするそれらが平安中期までに然り合わされた具体的プロセスが解明されれば、平安期・中世の朝廷・公家社会を律した思考様式に迫る大きなヒントが得られる可能性が高いが、それも今後の課題である。

注

- ① 桃崎有一郎 a 「昇進拝賀考」『古代文化』五八一―Ⅲ、二〇〇六。以下前稿と呼ぶ。
- ② 一八世紀半ば以降の成立と見られる『名目抄詳注』(私儀、拝賀。『古事類苑』(政治部一六、上編、補任下)所引)に「当時ハ藏人ニ補セラル、ニ拝賀、頭ニ補セラル、トキ拝賀、参議以上勿論拝賀、延享年中ノ比ヨリ少納言又弁官等補任ゴトニ拝賀アルナリ」とある。
- ③ 桃崎有一郎 b 「中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて」『史学』七六一―二〇〇七。
- ④ 所功『西宮記』の成立」『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、一九八五、一部初出一九七三。一八七頁・同書九一―一頁以下。
- ⑤ 『侍中群要』(第十、僧慶、奏僧慶賀事)に「仰云、聞食ツ」とあり、発音時は「聞こし食しつ」と完了の助動詞を伴ったと知られる。
- ⑥ 前掲注③桃崎論攷 b。
- ⑦ 山中裕「射場殿」『平安時代史事典』、角川書店、一九九四。
- ⑧ 古瀬奈津子「昇殿制の成立」『日本古代王権と儀式』、吉川弘文館、一九九八、初出一九八七。三四四頁。
- ⑨ 『群書類従』公事部所収。成立は清水潔「清涼記と新儀式と天曆藏人式」『皇學館論叢』九―二、一九七六。五〇・五七頁参照。
- ⑩ 笹山晴生「吉上」『平安時代史事典』、角川書店、一九九四。
- ⑪ 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」『日本古代衛府制度の研究』、一九八五。なお中世に「近衛」が下臈隨身を意味した事は、前掲注③桃崎論攷 b 注参照。
- ⑫ 桃崎有一郎 c 「中世公家社会における路頭礼秩序」『中世京都の空間構造と礼節体系』、思文閣出版、二〇一〇、初出二〇〇五。六五頁。
- ⑬ 桃崎有一郎 d 「中世里内裏の空間構造と「陣」」(前掲注⑫著書、初出二〇〇五)一九六頁。
- ⑭ 福山敏男「内裏」『国史大辞典』八、吉川弘文館、一九八七)所載。
- ⑮ 目崎徳衛「侍中群要」(吉川弘文館、一九八五)「解説」二二三―二九頁。
- ⑯ 飯淵康一「平安時代里内裏住宅の空間的秩序」『平安時代貴族住宅の研究』、中央公論美術出版、二〇〇四、初出一九八四)、桃崎有一郎 e 「中世里内裏陣中の構造と空間的性質」(前掲注⑫著書、初出二〇〇四)、野口孝子「閑院内裏の空間領域」『日本歴史』六七四、二〇〇四)、前掲注③桃崎論攷 b、野口孝子「閑院内裏の空間構造」(高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』、文理閣、二〇〇六)等。
- ⑰ 瀧谷寿「宣仁門」『平安時代史事典』、角川書店、一九九四。
- ⑱ 服藤早苗氏によれば「拝舞は、舞踏ともいい、臣下が天皇に向かって行う最高の敬礼方式」「舞踏、拝舞は朝覲行幸において天皇が父母に対して行う大変重要な拝礼方式」であった(『平安朝の父子対面儀と子どもの認知』(『平安王朝の子どもたち 王権と家・童』、吉川弘文館、二〇〇四、初出一九九八)二六頁、「王権の父母子秩序の成立」(同前書、初出一九九九)六〇頁)。
- ⑲ 『陽龍記』寛元四年正月二九日条(『大日本史料』五一―一九、三九三頁以下所載)の「申慶、¹²舞」という用例は、「慶びを申した」事の具体的内実が「拝舞」であったと述べている印象を与える。
- ⑳ 史料大成本は任日を「廿五日」とするが国立国会図書館架蔵自筆本マイ

クロフィルム〔YD古二四二一四七〕や『公卿補任』によれば「廿八日」である。なお京都大学所蔵平松家文書にも「兵部省移写」として当該文書の写がある（京都大学文学部博物館編発行『公家と儀式』一九九一、写真二九頁三二番、解説八四頁〔前田禎彦氏執筆〕）。

⑲ 所（菊池）京子「所」の成立と展開（『史窓』二六、一九六八）、玉井力「九・十世紀の藏人所に関する一考察」（『平安時代の貴族と天皇』、岩波書店、二〇〇〇、初出一九七五）。

⑳ 五島邦治「左近陣」（『平安時代史事典』、角川書店、一九九四）。

㉑ 井上亘「朝礼の研究」（『日本古代朝政の研究』、吉川弘文館、一九九八、初出一九九四・九五）二八三～五頁。

㉒ 同前二八一頁。

㉓ 佐々木恵介「古代における任官結果の伝達について」（笹山春生編『日本律令制の展開』、吉川弘文館、二〇〇三）。

㉔ 西本昌弘「八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名」（『日本古代儀礼成立史の研究』、塙書房、一九九七、初出一九八七）等参照。

㉕ 前掲注㉓佐々木氏論攷二九一頁。

㉖ 古瀬奈津子「昇殿制の成立」（前掲注⑧著書、初出一九八七）三四七頁参照。

㉗ 前掲注㉖西本氏論攷。

㉘ 前掲注㉗笹山氏論攷。

㉙ 所功「『北山抄』の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、一九八五、一部初出一九八四）二四〇頁・同書九一二頁。所功「『江家次第』の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、一九八五、初出一九八五）三三六頁以下・同書九一二頁以下。

㉚ 前掲注㉙佐々木氏論攷二八八～九頁。

㉛ 実資の「賢人」像については飯沼清子「賢人右府」実資考―説話の源流と展開―（『日本文学論究』四七、一九八八、國學院大學国語国文学会）等をも参照。

㉜ 前掲注①桃崎論攷 a

㉝ 前掲注①桃崎論攷 a・注③桃崎論攷 b 参照。

㉞ 高橋秀樹校訂『新訂吉記 本文編一』（和泉書院、二〇〇二）所収、国立歴史民俗博物館所蔵広橋家本『吉部秘訓鈔』卷一所引。

㉟ 橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」（『平安貴族社会の研究』、吉川弘文館、一九七六、初出一九六二）。

㊱ 百瀬今朝雄「管領頭に関する一考察」（『弘安書札礼の研究』、東京大学出版会、二〇〇〇、初出一九八三）、同「弘安書札礼の意義」（同前書）、桃崎有一郎 f 「裏築地」に見る室町期公家社会の身分秩序」（前掲注㉚著書、初出二〇〇四）等。

㊲ 土田直鎮「平安時代の政務と儀式」（『奈良平安時代史研究』、一九九二、初出一九七四）三一五～六頁。

㊳ 『北山抄』（巻第九、羽林抄、除目奏慶事）に「奏僧綱・内供慶者、帯劍把笏、先向陣外相逢、外相、外相然後參上奏聞」、「侍中群要」（第十、慶賀奏）に「僧侶參朔平門外令奏」、同書（第十、僧慶、奏僧慶賀事）「家」説に「候朔平門若修明門等外、令近衛司奏」等とある事による。

㊴ 佐藤進一「中世史料論」（『日本中世史論集』、岩波書店、一九九〇、初出一九七六）二八四頁、早川庄八「宣旨試論」（岩波書店、一九九〇）一四一頁以下・三七五頁以下等参照。

㊵ 前掲注㉖西本氏論攷。

㊶ 吉川真司「律令官人制の再編過程」（『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八、初出一九八九）。

㊷ 前掲注㉕佐々木氏論攷二九〇頁。

㊸ 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一編『中世政治社会思想』上（岩波書店、一九七二）「解説」（石母田正氏執筆）六四一頁以下。

㊹ 西本昌弘「古礼からみた『内裏儀式』の成立」（前掲注㉖著書、初出一九八七）等参照。

（本学文学部講師）